

**令和7年度実施  
高等専門学校機関別認証評価  
評価報告書**

**佐世保工業高等専門学校**

令和8年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

## 目 次

I	認証評価結果	1
II	基準ごとの評価	2
	領域1 教育の内部質保証システム	2
	領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	4
	領域3 学習環境及び学生支援等	6
	領域4 財務基盤及び管理運営	8
	領域5 準学士課程の教育活動の状況	10
	領域6 専攻科課程の教育活動の状況	15

## I 認証評価結果

佐世保工業高等専門学校は、高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準に適合している。

### 【判断の理由】

高等専門学校評価基準を構成する 37 の基準のうち、基準 2-4、基準 3-1、基準 5-4、基準 5-5、基準 5-6、基準 6-2 及び基準 6-10 を除くすべての基準を満たしている。

基準 2-4、基準 3-1、基準 5-4、基準 5-5、基準 5-6、基準 6-2 及び基準 6-10 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目である基準 1-1、基準 1-2 及び基準 1-3 をすべて満たしており、訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、教育研究活動等の運営に重大な懸念が認められず、教育研究活動等の質を確保している状況にある。

#### <改善を要する点>

- 教員（基幹教員以外の教員を除く。）に対して、教育上の能力や活動実績に関する評価を行う規程は定められているが、実施がなされていない。（基準 2-4）
- 一部の建物の複数ある入口の扉はすべて開き戸であり、バリアフリー化されていない。扉を常時開放する対応では不十分である。（基準 3-1）
- 学生のシラバスの活用状況を把握しているものの、把握した状況を基にシラバスの改善が行われていない。（基準 5-4）
- インターンシップ（工場実習）の単位認定について、実習日数と認定する単位数の関係が文部科学省の指針である「大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度に関する実施要項」に沿っていないため、適切に行われているとはいえない。（基準 5-5）
- 一部の学修単位科目において、授業時間外の学修についての評価が適切に行われていない。（基準 5-6）
- 一部の授業科目において、再試験と追試験の間で同一の問題が出題されている。（基準 5-6）
- 一部の授業科目において、課題に対し履修者のほぼ全員に同一の評価がなされており、適切な評価が行われていない。（基準 5-6）
- 専攻科の CP と DP の整合性がわかりにくく、十分とはいえない。（基準 6-2）
- 専攻科の入学選抜において面接（専門科目）を口頭試問で行っているが、試験問題、模範解答、受験生の解答の記録及び判定基準の整備が不十分である。（基準 6-10）

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 令和 7 年 4 月に、情報系に特化した『情報知能工学科』を新設するとともに、全学科で定員増を実施し、高学年においてデジタル技術教育を行う「情報系基盤技術教育プログラム」を開設した。これらの取組により、他高専に先駆けて高度情報系人材育成を体系的に推進する体制を構築しており、社会のニーズに対応している。（基準 2-1）
- 学生の自主的学習を進めるための支援組織として令和元年度に EDGE キャリアセンターが設けられ、アントレプレナーシップ教育及びその支援、国際交流、地域企業と連携した教育及びインターンシップ等の開発などさまざまな取組を通して挑戦する学生を応援しており、令和 6 年度には海外研修へ 46 人の学生が参加するなど、多くの実績を上げている。（基準 5-5）

## Ⅱ 基準ごとの評価

<p>領域1 教育の内部質保証システム</p>
<p><b>基準</b></p> <p>1-1 【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること。</p> <p>1-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針*を踏まえて明確に規定されていること。</p> <p>*卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）（以下、「DP」という。） 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）（以下、「CP」という。） 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「AP」という。）</p> <p>1-3 【重点評価項目】 自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること。</p>

### 基準1-1

【評価結果】基準1-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

当校では、教育活動を中心とした総合的な状況について、定期的に自己点検・評価を実施するための方針として学則が定められるとともに、その方針に基づいて自己点検・評価実施要項が定められている。自己点検・評価の実施体制として、筆頭副校長を責任者とする自己点検・評価委員会が設置されている。自己点検・評価の基準や項目、所掌委員会等は自己点検・評価委員会規則に規定されている。

また、第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針として自己点検・評価実施要項が定められ、その実施体制として、筆頭副校長を責任者とする自己点検・評価委員会が設置されている。

### 基準1-2

【評価結果】基準1-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー。以下、「DP」という。）が学校の目的に基づき定められていること、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー。以下「CP」という。）が学校の目的及びDPと整合性をもって定められていること、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー。以下「AP」という。）が学校の目的に基づき定められていること、学習成果の達成がDPの求める卒業（修了）に必要な水準となっていることを内部質保証体制が確認する手順は、自己点検・評価委員会規則、入学者選抜要項、教務委員会規程及び学業成績の評価及び課程修了の認定等に関する規則に定められている。

教育課程ごとの点検・評価において、領域5の基準5-1から基準5-11に基づく点検・評価を行うこと及びその実施組織が、自己点検・評価委員会規則に定められている。

施設・設備、学生支援に関して行う自己点検・評価の基準・項目等が、自己点検・評価委員会規則において定められている。

自己点検・評価の実施に際して、教員、職員、在学生、卒業（修了）時の学生、卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生、保護者、中学校・地方公共団体・民間企業その他の関係者からの意見が反映されるものとなっている。なお、自己評価書提出時点では教員、職員からの意見聴取結果の審議は十分に行われていなかったが、令和7年11月までに意見聴取結果の審議を行い、改善に結び付けている。

自己点検・評価は、学校構成員及び学外関係者からの意見聴取、外部有識者による検証、機関別認証評価、日本技術者教育認定機構（以下、「JABEE」という。）による認定審査、産学官連携関係企業に対するアンケート調査の結果を踏まえて実施されている。

内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認するとともに必要な対処方法を決定する手順は、すべての場合について自己点検・評価実施要項に定められている。

自己点検・評価の結果は、ウェブサイトで公表されている。

### 基準 1－3

【評価結果】 基準 1－3 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

前回の機関別認証評価において改善を要する点として指摘された事項については、対応が行われている。自己点検・評価や第三者評価の結果に基づいて改善に向けた取組が行われている。

## 領域2 教育組織及び教員・教育支援者等

## 基準

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備されていること。
- 2-3 教育活動を展開する上で必要な教員が適切に配置されていること。
- 2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること。
- 2-5 教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

## 基準2-1

【評価結果】基準2-1を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

準学士課程には、令和7年度に機械工学科、電子制御工学科、物質工学科が改組され、機械制御工学科、電気電子工学科、情報知能工学科、化学・生物工学科が設置されている。学科の構成は、学校の目的及びDPと整合性を有している。

専攻科課程には、複合工学専攻が設置されている。専攻の構成は、学校の目的及びDPと整合性を有している。

## 【優れた点】

- 令和7年4月に、情報系に特化した『情報知能工学科』を新設するとともに、全学科で定員増を実施し、高学年においてデジタル技術教育を行う「情報系基盤技術教育プログラム」を開設した。これらの取組により、他高専に先駆けて高度情報系人材育成を体系的に推進する体制を構築しており、社会のニーズに対応している。(観点2-1-①)

## 基準2-2

【評価結果】基準2-2を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

教務に関する事項を審議する組織として教務委員会、学生支援に関する事項を審議する組織として厚生補導委員会、入学試験に関する事項を審議する組織として教務委員会及び専攻科委員会、専攻科に関する事項を審議する組織として専攻科委員会が設置され、教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されている。

教育研究活動を全校的に審議し又は実施する組織として、校務執行会議が設置されており、教員組織規程には、構成、校長等（校長、副校長、各主事）の責任体制及び審議事項、当該組織及び議事の運営に関する事項、その他の必要な事項が定められている。

## 基準2-3

【評価結果】基準2-3を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

当校では基幹教員制度が採用されており、準学士課程では、高等専門学校設置基準（以下「設置基準」という。）で必要とされる一般科目担当及び専門科目担当の教員数が確保されている。

当該課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていることについては、大学改革支援・学位授与機構による特例適用専攻科認定の際に確認されている。

教員の配置に当たっては、教育研究水準の維持・向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢あるいは性別に著しく偏ることのないように配慮されている。

**基準 2-4**

**【評価結果】** 基準 2-4 を満たしていない。

**【評価結果の根拠・理由】**

教員（基幹教員以外の教員を除く。）の採用・昇任に関する基準が、法令に従い教員選考規則に定められており、採用・昇任に当たっては、教員選考内規に定められた判断方法により、研究業績、教育活動の実績、社会活動等の実績、学校運営等への参画等が配慮されている。

教員（基幹教員以外の教員を除く。）に対して、教員評価実施規程に基づき、校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を毎年度行う体制が整備されているものの、規程どおりの評価は実施されていない。

また、把握した評価結果を基に、給与における措置、教育研究費配分における措置、表彰を行うことが教員評価実施規程に定められているものの、規程どおりの措置は行われていない。

学校として授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制として、ファカルティ・ディベロップメント委員会が設置されており、定期的にFDが実施されている。

令和6年度においては、公開授業、意見交換会、講話及びワークショップ等が行われている。

**【改善を要する点】**

- 教員（基幹教員以外の教員を除く。）に対して、教育上の能力や活動実績に関する評価を行う規程は定められているが、実施がなされていない。（観点 2-4-②、2-4-③）

**基準 2-5**

**【評価結果】** 基準 2-5 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

教育支援者（事務職員、技術職員等）が法令に従い適切に配置されている。

図書館については、その機能を十分に発揮するために、司書資格を有する事務職員が配置されている。教育支援者（事務職員、技術職員等）の資質の維持、向上を図るため、令和6年度においては、個人情報管理研修、情報セキュリティ研修、ハラスメント防止に関する研修会等が行われている。

領域3 学習環境及び学生支援等
-----------------

基準 3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること。 3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること。
---

## 基準3-1

【評価結果】基準3-1を満たしていない。

## 【評価結果の根拠・理由】

当校は、設置基準を満たす校地・校舎面積が確保されている。設置基準に定められた必要な施設が校舎に備えられ、附属施設として、実験・実習工場が整備されている。また、厚生施設、コミュニケーションスペース、自主的学習スペースが設けられている。

これらの施設・設備については、安全衛生管理規程に基づき安全衛生管理体制が整備されており、設備使用に関して、実験実習安全必携及び実習工場使用細則が策定されている。

学生が実験・実習工場を利用するに当たっては、学生に対してガイダンスが行われている。

ただし、一部の建物の複数ある入口の扉はすべて開き戸であり、施設・設備のバリアフリー化の配慮が不十分である。

設置基準に定められている図書館が備えられており、図書館規則に基づき、図書64,305冊（うち、外国書1,809冊）、学術雑誌2,483種（うち、外国書2,319種）、電子ジャーナル2,303種（うち、外国書2,303種）、視聴覚資料262点を所蔵するなど、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理され、教職員や学生に有効に活用されている。

## 【改善を要する点】

- 一部の建物の複数ある入口の扉はすべて開き戸であり、バリアフリー化されていない。扉を常時開放する対応では不十分である。（観点3-1-②）

## 基準3-2

【評価結果】基準3-2を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

学生の生活に係る指導、相談、助言等の体制として、学生相談室、保健室、相談員やカウンセラーの配置、ハラスメント等の相談体制、学生に対する相談の案内が学生相談室規程に基づき整備され、学生に対して周知されている。

健康相談・保健指導が行われており、健康診断が毎年度、実施されている。

また、いじめ防止対策委員会規程及びいじめ防止対策基本計画を定めることにより、いじめの防止、早期発見及び対処等に関する体制が整備されている。

留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対して、学生課及びバリアフリー支援室による支援体制が整備されている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に対応し、合理的な配慮を行う体制が整備されている。就職や進学等については、EDGEキャリアセンターによる進路指導を含めたキャリア教育の体制が整備されており、キャリア教育に関する研修会・講習会の実施、進学・就職に関する説明会の実施、資格取得による単位修得の認定、外国留学に関する手続きの支援及び単位認定、海外の教育機関等との交流協定の締結が行われている。

学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動については、厚生補導委員会による支援体制が整備されている。

学生寮が整備され、学寮委員会による管理・運営体制の下、生活の場として居室、食堂、補食室、共同浴場（シャワールーム）、洗濯室等が整備されているとともに、勉学の場として学習室が設置され、自習時間が設定されている。

また、寮務主事室・寮生会合同会議により、学生の意見等を把握し、学生寮の改善を図る体制が整備されている。

学生に対する経済面での援助として、相談・助言、奨学金の貸与等、入学科・授業料の減免等が実施されている。

領域4 財務基盤及び管理運営
----------------

<p>基準</p> <p>4-1 財務運営が学校の目的に照らして適切であること。</p> <p>4-2 管理運営体制が整備され、機能していること。</p> <p>4-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること。</p> <p>4-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、連携体制が確保されていること。</p> <p>4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること。</p>
---

## 基準4-1

【評価結果】基準4-1を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

学校を設置する法人である国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）の財務諸表が、高専機構のウェブサイトで公表されている。

会計監査については、高専機構において会計監査人による外部監査が実施されているほか、監事監査、国立高等専門学校間の相互会計内部監査及び内部監査が実施されている。

当校を設置する高専機構の過去5年間の財務状況は適切な状況であり、過大な支出超過となっていない。

## 基準4-2

【評価結果】基準4-2を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

学校の管理運営体制に関して教員組織規程が整備されているとともに、校務執行会議が設置され、学校の管理運営体制として適切な規模と機能を有している。

また、校長、副校長、主事等の役割分担が明確となっている。

責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制が防火管理規程や放射線障害防止規程、高圧ガスマ管理規程等に基づき整備され、緊急対応マニュアルが整備されている。これらに基づき毎年度、消防訓練やAED講習会を行うなど、危機に備えた活動が行われている。なお、自己評価書提出時点では高圧ガスマ管理規程は制定されていなかったが、令和7年11月までに制定されている。

## 基準4-3

【評価結果】基準4-3を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

管理運営を円滑に行うための事務組織が事務組織規程及び事務分掌規程に基づき整備され、適切な規模と機能を有している。

管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント、以下「SD」という。）が年度計画に基づき、組織的に行われている。令和6年度においては、当校において法人文書・個人情報管理研修、情報セキュリティ研修が実施されている。また、高専機構が実施する、ハラスメント

防止に関する研修会等に職員を参加させている。

#### 基準 4-4

【評価結果】 基準 4-4 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

教員と事務職員等の適切な役割分担の下、校務執行会議が設置され、必要な連携体制が整備されている。

#### 基準 4-5

【評価結果】 基準 4-5 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む学校における教育研究活動等の状況についての情報が、当校ウェブサイトで公表されている。なお、自己評価書提出時点では教員の業績公開、専攻科の令和 8 年度入学者選抜の学力試験での試験問題、解答又は解答例及び出題意図の公開、基幹教員に関する情報公開が不十分だったが、令和 7 年 11 月までに公開されている。

## 領域5 準学士課程の教育活動の状況

## 基準

- 5-1 DPが具体的かつ明確であること。
- 5-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること。
- 5-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること。
- 5-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること。
- 5-5 適切な履修指導、支援が行われていること。
- 5-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。
- 5-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な卒業判定が実施されていること。
- 5-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること。
- 5-9 APが具体的かつ明確であること。
- 5-10 学生の受入れが適切に実施されていること。
- 5-11 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること。

## 基準5-1

【評価結果】基準5-1を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

DPは、準学士課程全体及び各学科の目的と整合性を有しているとともに、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、養成しようとする人材像が含まれており、学校の目的を踏まえ、具体的かつ明確に定められている。

## 基準5-2

【評価結果】基準5-2を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

CPは、「どのような教育課程を編成するか」、「どのような教育内容・方法を実施するか」、「学習成果をどのように評価するか」が含まれており、明確かつ具体的に示されている。

また、CPはDPと整合性を有している。

## 基準5-3

【評価結果】基準5-3を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

CPを踏まえ、1年次から5年次までの各授業科目と対応付けたカリキュラム・マップが作成されており、適切な授業科目が体系的に配置されている。

また、一般教育の充実が配慮されている。

進級に関する規程として、学業成績の評価及び課程修了の認定等に関する規則が整備されている。

**基準5-4**

【評価結果】基準5-4を満たしていない。

**【評価結果の根拠・理由】**

1年間の授業を行う期間は、定期試験の期間を含め35週が確保されている。

特別活動が90単位時間以上実施されている。

授業形態の構成割合は、単位数からみて、機械・電気電子・電子制御・物質工学科の一般科目については、講義83%、演習17%、機械工学科については、講義69%、演習31%、電気電子工学科については、講義70%、演習30%、電子制御工学科については、講義73%、演習27%、物質工学科については、講義63%、演習37%、機械制御・電気電子・情報知能、化学・生物工学科の一般科目については、講義78%、演習22%、機械制御工学科については、講義72%、演習28%、電気電子工学科（改組後）については、講義70%、演習30%、情報知能工学科については、講義73%、演習27%、化学・生物工学科については、講義63%、演習37%、となっており、CPに照らして適切なバランスとなっている。

また、教育内容に応じた学習指導上の工夫として、少人数教育、対話・討論型授業、情報機器の活用が行われている。

シラバス作成及び点検ガイドラインにおいてシラバスに記載すべき項目が明確に規定され、適切にシラバスが作成されている。

当校では、最新のシラバスが提示されているかをシラバス作成及び点検ガイドラインにより確認が行われるとともに、学生のシラバスの活用状況が授業アンケートにより把握されている。

また、1単位時間は50分で運用されている。

45時間の学修を1単位とする単位計算方法が導入されている授業科目の履修時間については、学則等で授業時間が定められている。授業科目ごとのシラバスや履修要項等に、授業時間外の学修等を合わせて45時間であることが明示され、学則に定める授業形態ごとに単位時間数に応じた授業時間外の学修が設定されている。

しかし、学生のシラバスの活用状況が授業アンケートにより把握され、教務委員会で学生のシラバスの活用状況を把握しているものの、それを基にシラバスの改善が行われているとはいえない。

**【改善を要する点】**

- 学生のシラバスの活用状況を把握しているものの、把握した状況を基にシラバスの改善が行われていない。（観点5-4-③）

**基準5-5**

【評価結果】基準5-5を満たしていない。

**【評価結果の根拠・理由】**

学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、他の高等教育機関との単位互換が行われている。

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、学則及び他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規則に定められ、法令に従い取り扱われている。

教育を実施する上でのガイダンスが、学科生、編入学生、留学生、障害のある学生に対して、実施されている。

しかし、インターンシップ（工場実習）の単位認定について、実習日数と認定する単位数の関係が文部科学省の指針である「大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度に関する実施要項」に沿っていないため、適切に行われているとはいえない。

学生の自主的学習を支援するため、担任制・指導教員制、対面型の相談受付体制、外国への留学に関する支援体制がEDGEキャリアセンターとして整備されている。

学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任・指導教員による意見聴取、授業アンケートが行われている。

#### 【優れた点】

- 学生の自主的学習を進めるための支援組織として令和元年度にEDGEキャリアセンターが設けられ、アントレプレナーシップ教育及びその支援、国際交流、地域企業と連携した教育及びインターンシップ等の開発などさまざまな取組を通して挑戦する学生を応援しており、令和6年度には海外研修へ46人の学生が参加するなど、多くの実績を上げている。（観点5-5-②）

#### 【改善を要する点】

- インターンシップ（工場実習）の単位認定について、実習日数と認定する単位数の関係が文部科学省の指針である「大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度に関する実施要項」に沿っていないため、適切に行われているとはいえない。（観点5-5-①）

### 基準5-6

【評価結果】基準5-6を満たしていない。

#### 【評価結果の根拠・理由】

成績評価や単位認定に関する基準が、CPに基づき学業成績の評価及び課程修了の認定等に関する規則に定められ、各授業科目の成績評価等を適切に行う体制は整備されている。

学修単位科目における授業時間外の学修の評価について、授業時間外の学修についての評価がシラバスに記載され、成績評価の客観性・厳格性を担保する相互確認要領により、学校としてその評価を把握している。

しかし、一部の学修単位科目において、授業時間外の学修についての評価が適切に行われていない。

成績評価や単位認定に関する基準が、学生便覧により学生に周知されている。

また、追試験、再試験、追認定試験の成績評価方法として学業成績の評価及び課程修了の認定等に関する規則が定められている。

成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校として、成績評価の妥当性の事後チェック（シラバスどおりに成績評価が行われていることの確認）、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックが行われている。

しかし、一部の授業科目において、再試験と追試験の間で同一の問題が出題されており、また、課題に対し履修者のほぼ全員に同一の評価がなされており、適切な評価が行われていない。

成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会が、学業成績の評価及び課程修了の認定等に関する規則に定められている。

**【改善を要する点】**

- 一部の学修単位科目において、授業時間外の学修についての評価が適切に行われていない。(観点5-6-①)
- 一部の授業科目において、再試験と追試験の間で同一の問題が出題されている。(観点5-6-③)
- 一部の授業科目において、課題に対し履修者のほぼ全員に同一の評価がなされており、適切な評価が行われていない。(観点5-6-③)

**基準5-7**

**【評価結果】** 基準5-7を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

卒業認定基準が、DPに従って学業成績の評価及び課程修了の認定等に関する規則に定められ、設置基準が定める要件と整合し、学生便覧により学生に周知されている。

卒業認定基準に基づき、運営会議において卒業認定が行われている。

**基準5-8**

**【評価結果】** 基準5-8を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

DPに沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制が教務委員会規程に基づき整備されている。

卒業時の学生については、令和5年度に卒業アンケートが行われ、意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生については、令和5年度に本科卒業生アンケートが行われ、意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

就職先については、令和5年度に本科就職先企業アンケートが行われ、意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

**基準5-9**

**【評価結果】** 基準5-9を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

APは、「入学者選抜の基本方針」、「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」を含み、学校及び学科の目的やDP、CPを踏まえ、明確に定められている。

**基準5-10**

**【評価結果】** 基準5-10を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

A Pの「入学者選抜の基本方針」に沿った適切な入学者選抜方法が定められている。

D I G I<sup>+</sup>（でじたす）特別選抜においては、調査書、エントリーシート、面接（口頭試問あるいは簡単な筆記試験等を含む）を総合して、推薦選抜においては、推薦書、調査書、面接を総合して、学力選抜においては、学力検査、調査書を総合して、帰国生徒特別選抜においては、学力検査、面接、調査書を総合して、編入学選抜においては、学力検査、調査書、面接を総合して、合否が判定されている。

また、入学者選抜方法に基づき、適切な体制の下、学生の受入れが公正に実施されている。

A Pに沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制が運営会議規程及び教務委員会規程に基づき整備されている。

検証の結果、改善を要しないとの判断がされている。

基準5－11

【評価結果】基準5－11を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として運営会議規程及び教務委員会規程が整備されている。

当校においては、令和7年度に機械工学科、電子制御工学科、物質工学科が改組され、機械制御工学科、電気電子工学科、情報知能工学科、化学・生物工学科が設置されている。

当校における改組前の令和3年度から令和6年度の4年間及び、改組後の令和7年度は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

## 領域6 専攻科課程の教育活動の状況

## 基準

- 6-1 DPが具体的かつ明確であること。
- 6-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること。
- 6-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること。
- 6-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること。
- 6-5 適切な履修指導、支援が行われていること。
- 6-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。
- 6-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な修了判定が実施されていること。
- 6-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること。
- 6-9 APが具体的かつ明確であること。
- 6-10 学生の受入れが適切に実施されていること。
- 6-11 実入学者数が適切な数となっていること。

## 基準6-1

【評価結果】基準6-1を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

DPは、専攻科課程の目的と整合性を有しているとともに、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、養成しようとする人材像が含まれており、学校の目的を踏まえ、具体的かつ明確に定められている。

## 基準6-2

【評価結果】基準6-2を満たしていない。

## 【評価結果の根拠・理由】

CPは、「どのような教育課程を編成するか」、「どのような教育内容・方法を実施するか」、「学習成果をどのように評価するか」が含まれており、明確かつ具体的に示されている。

しかし、CPはDPと整合性を有しているもののわかりにくく、整合性が十分とはいえない。

## 【改善を要する点】

- 専攻科のCPとDPがわかりにくく、整合性が十分とはいえない。(観点6-2-②)

## 基準6-3

【評価結果】基準6-3を満たしている。

## 【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、

CPを踏まえ、適切な授業科目が体系的に配置されていること、専攻科の教育課程が準学士課程の教育との連携及び準学士課程の教育からの発展等を考慮したものとなっていることが確認されている。

#### 基準6-4

【評価結果】基準6-4を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

1年間の授業を行う期間は、定期試験の期間を含め35週が確保されている。

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、CPに照らしてバランスのとれた授業形態が採用されていること、教育内容に応じた学習指導上の工夫が行われていること、適切にシラバスが作成されていること、CPに基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていることが確認されている。

#### 基準6-5

【評価結果】基準6-5を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

教育課程の編成及び授業科目の内容について、インターンシップによる単位認定、他の高等教育機関との単位互換が行われている。

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、学則、他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規則及び専攻科連携教育プログラムの履修等に関する規程に定められ、法令に従い取り扱われている。

履修指導のガイダンスが、専攻科生、留学生、障害のある学生に対して、実施されている。

学生の自主的学習を支援するため、担任制・指導教員制、外国への留学に関する支援体制がEDGEキャリアセンターとして整備されている。

学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任・指導教員による意見聴取、授業アンケートが行われている。

#### 基準6-6

【評価結果】基準6-6を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、成績評価や単位認定に関する基準が、CPに基づき組織として策定され、各授業科目の成績評価等が適切に行われていることが確認されている。

成績評価や単位認定に関する基準が、専攻科履修の手引きにより学生に周知されている。

また、追試験、再試験の成績評価の方法として専攻科の授業科目の履修等に関する規程が定められている。

成績評価や単位認定の客観性・厳格性を担保するため、学校として、成績評価の妥当性の事後チェック(シラバスどおりに成績評価が行われていることの確認)、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、同じ

試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックが行われており、有効に機能している。

成績評価結果に関する学生からの意見申立ての機会が、専攻科の授業科目の履修等に関する規程に定められている。

#### 基準6-7

【評価結果】基準6-7を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、修了認定基準がDPに従って組織として策定されている。

修了認定基準が、専攻科履修の手引きにより学生に周知されている。

修了認定基準に基づき、専攻科修了判定会議において修了認定が行われている。

#### 基準6-8

【評価結果】基準6-8を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

DPに沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制が専攻科委員会規程に基づき整備されている。

修了時の学生については、令和5年度に専攻科修了生アンケートが行われ、意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

修了後一定期間の就業経験等を経た修了生については、令和2年度にJABEEアンケート（専攻科修了生）が行われ、意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

就職先・進学先については、令和2年度にJABEE関連企業・大学院アンケート（専攻科修了生に関するアンケート）が行われ、意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

#### 基準6-9

【評価結果】基準6-9を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

APは、「入学者選抜の基本方針」、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を含み、学校及び専攻科の目的やDP、CPを踏まえ、明確に定められている。

#### 基準6-10

【評価結果】基準6-10を満たしていない。

##### 【評価結果の根拠・理由】

APの「入学者選抜の基本方針」に沿った適切な入学者選抜方法が定められている。

推薦選抜においては、推薦書、調査書、面接（専門科目に関する口頭試問を含む）を総合して、学力選

抜においては、学力試験、英語資格試験取得申請書、調査書、面接を総合して、社会人特別選抜においては、推薦書、調査書、面接（専門科目に関する口頭試問を含む）を総合して合否が判定されている。

しかし、推薦選抜及び社会人特別選抜において、面接（専門科目）を口頭試問で行っているが、口頭試問にあたっては試験問題、模範解答、判定基準を整備し、受験生の解答を記録する等の取組が必要である。

入学者選抜方法に基づき、適切な体制の下、学生の受入れが実施されている。

A Pに沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制が専攻科委員会規程に基づき整備されている。

検証の結果、改善を要しないとの判断がされている。

#### 【改善を要する点】

- 専攻科の入学者選抜において面接（専門科目）を口頭試問で行っているが、試験問題、模範解答、受験生の解答の記録及び判定基準の整備が不十分である。（観点6-10-①）

#### 基準6-11

【評価結果】基準6-11を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として専攻科委員会が整備されている。

当校における令和3年度から令和7年度の5年間の専攻科課程全体の入学定員に対する実入学者数の比率の平均から、複合工学専攻については1.55倍となっており、入学者数が入学定員を大幅に超える状況になっているものの、実入学者数の改善を図るため、募集要項の修正が行われている。また、専攻科における標準修業年限での学位取得状況について、令和2年度入学生から令和5年度入学生の平均は94%であり、教育・研究設備や研究指導に支障は生じておらず、十分な学修成果が得られている。